

監査結果公表第9号

地方自治法第242条第1項の規定により令和6年4月30日付けで提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を決定したので、次のとおり公表する。

令和6年6月25日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	竹野	兼主
同	小林	博次

第1 請求

1 請求人

住所（所在地） 四日市市日永一丁目3-12

氏名 四日市水泳協会
会長 加藤義弘

2 請求の要旨

「令和6年4月30日付け四日市市職員措置請求書」記載のとおり（以下原文）。

「令和6年4月30日付け四日市市職員措置請求書」

四日市市の損害の発生を防止するため、四日市市長（本来的支出権限者および代決権者を含む）に対して、第99号 令和6年度四日市市一般会計予算 歳出2款 総務費 1項 総務管理費 22目 体育施設費の内、令和6年4月10日、「温水プール改築工事（建築工事）」を11億4700万円の予定価格で、一般競争入札で再公告した。これら温水プール整備事業にかかる工事の入札および建設請負工事の締結をおこなわないことを勧告する措置をとることを、監査委員に求める。

別紙で詳論するように、26億円もの予算をかけて本件温水プールを再建する整備事業を実施しても、当該温水プールでは公認大会の開催は出来ないばかりか、同プールは学校教育にも利活用不可能という致命的な問題点がある。また、一般市民の利用頻度が現在よりも下がることが予想される。かかる点に鑑みれば、本件温水プールは利用価値の無い中途半端な施設であって、これに対する資金の投入は税金の無駄使いというほかない。

むしろ、早期に、50m室内競技場を整備こそすべきであり、本件の25mの温水プールに多額の税金を投入する事は明らかに不相当である。

にもかかわらず、本件温水プールの整備事業のために入札が行われ、その結果に基づいて建設請負工事が締結された場合には、本件温水プールの設置事業の見直しをする際にも業者に対する損害賠償義務が生じるなど、市への損害発生が不可避となる。かかる点から、同プール整備事業のための建設請負契約の入札および建設請負工事の

締結の差し止めを求め、本請求をした次第である。

3 請求の受理

本件請求は、令和6年4月30日に提起され、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

令和6年4月30日付け職員措置請求書及び請求人の陳述から、温水プール整備事業にかかる工事契約を締結する行為について、違法又は不当な契約の締結であるかを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

以下の3部局3課を監査対象とした。

シティプロモーション部スポーツ課、教育委員会指導課、総務部調達契約課

3 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和6年5月21日に請求人の陳述を聴取した。請求書の内容説明を受けた。

4 関係職員の陳述及び証拠の提出

令和6年5月16日、四日市市長（以下「市長」という。）は、弁明書及び証拠書類を提出した。令和6年5月24日及び同年6月25日に、弁明書等の内容を基に、上記2の監査対象部局所属職員（各部長及び課長等）から陳述を聴取した。その内容は、以下のとおりである。

(1) 弁明の概要

請求人は、「温水プール整備事業にかかる工事の入札および建設請負工事の締結」の差し止めを請求しているが、このうち、文書により価格等について意思を表示させる入札は、住民監査請求の対象である財務会計行為には該当しないため、工事の入札の差し止め請求は失当である。財務会計行為である工事の契約については、その手続きそのものに何ら違法・不当なところはなく、前提となる本件温水プールの改築工事を行う本市の決定は、地方公共団体の長に与えられた裁量権の範囲内であり、財産の効率的な運用義務（地方財政法第8条）についても、裁量権の逸脱・濫用は認められないことから、当該工事を差し止める理由はないことを順に主張する。

(2) 経緯について

ア 温水プールの改築工事に至る経緯

四日市市温水プール（四日市市昌栄町21番21号）（以下、「温水プール」という。）は、昭和49年に建設され、老朽化が進んできたこともあり、平成27年3月に策定された平成27年度から平成36年度までの「四日市市スポーツ施設整備計画」において、プール槽の改修を計画していた（四日市市スポーツ施設整

備計画第3章(3)2)①及び②)。

ところが、令和3年2月、埋設配管の劣化による漏水事故が発生し、また、同時期に熱交換器内の配管に亀裂が生じる事態が発生した。加えて、天井付近の空調設備に異音が発生しており、また、シャワー設備の給湯器の性能低下により必要な温水が確保できず、一部使用を停止している状況であった。

そのため、本市としては、令和3年度の事業計画として、温水プールを継続して使用するにはプール槽の改修のみでは足りず、配管や空調、シャワー設備の改修が必要であり、特に配管の改修となれば既存の壁や床を解体する必要があることから、温水プールの建物全体の改修、具体的には、プール棟照明のLED化、玄関出入口付近及びプールサイド周辺等の段差を解消するべく、温水プール全体の改築工事を行うこととした。

イ 四日市市議会での説明及び議決

(ア) 上記アのとおり、本市では、令和3年度の事業計画として、温水プールの改築工事を計画し、その予算の積算等を行い、令和4年2月議会に「温水プール整備事業」として、①温水プール改築工事基本設計業務委託費として22,000千円、②温水プール改修工事地質調査業務委託費として4,800千円、の合計26,800千円の予算案を上程し、同議会にて可決をいただいた。

(イ) 上記(ア)の基本設計、地質調査の結果を踏まえ、令和5年2月議会に温水プール改築工事实施設計業務委託費として、47,800千円の予算案を上程し、同議会にて可決をいただいた。

(ウ) 令和5年8月議会では、温水プールの整備に至った経緯、新施設の概要、既存施設の解体に伴う休館、新施設の開館予定時期等について産業生活常任委員会協議会にて説明を行った。

(エ) 令和5年11月議会では、上記(イ)の温水プール改築工事实施設計を踏まえ、令和5年度から令和6年度にかけて工事業者を選定し、令和6年度から令和7年度にかけて改築工事を行うため、改築工事の債務負担行為として限度額2,668,000千円・期間令和5年度から令和7年度までとする予算案を上程し、同議会にて可決をいただいた。

(オ) 令和6年2月議会では、上記(イ)の温水プール改築工事实施設計を踏まえ、令和6年度中に行われる改築工事費として、790,000千円、改築工事監理業務委託費として、7,900千円の合計797,900千円の予算案を上程し、同議会にて可決をいただいた。

ウ 四日市水泳協会との協議について

本市では、温水プールの改築工事の基本設計の予算議決をいただいたのち、四日市水泳協会(以下、「水泳協会」という。)と複数回にわたり、協議を行ってきた。協議の際には、水泳協会の要望や意見をいただきながら、温水プールの改築計画に反映し、レイアウトや排水の仕様、プールの備品等を決めてきた。本市と

水泳協会との協議の際には、温水プールのプール槽を50メートルにする要望については出てくることはなく、既存の25メートルのプール槽を前提として協議を行ってきた。

なお、令和5年12月1日付けで本市議会議長宛てに請求人ほか1名から水泳競技場の早期の再建を求めることについての陳情が提出されたため、意見交換を行い、その結果を令和6年2月定例月議会にて報告をおこなったところである。

(3) 請求人の主張に対する弁明

ア ①「港湾区域内で観客席を整備する事が出来ず、競技場にはなり得ない。」との主張について

温水プールの改築にあたり、観客席を設けることができない理由は、温水プールが建造される地域が、都市計画法上の工業地域(同法第8条第1項第1号)として定められており、工業地域は建築基準法上、観覧場等の客席のある建物は建築できないからである(同法第48条第12項)。

イ ②「選手、競技役員、保護者、観客を収容する部屋が無く、「公認大会」は開催できない。」との主張について

温水プールの改築にあたり、既存の敷地に加え、東側の市有地も温水プールの敷地として工事の基本設計を行ってきたところであるが、建築基準法上の用途制限があり、観客席のある建物は建築できないものの、水泳協会との協議を踏まえ、室内公認25mプールや、ロッカールーム、シャワールーム、体暖室(採暖室)等の諸室を整備することとした。

なお、公認大会の可否については、後述するが、収容する部屋の有無で判断されるものではない。

ウ ③「プール水深が135cm以上であり、小学生の水泳教室、成人の水中歩行には深すぎる。」との主張について

現在の温水プールの水深は120cm~140cmであり、温水プールの改築後は、プール公認規則(水深100cm以上(スタート側端壁前方6mまでは135cm以上))に基づき、135cm~145cmで設計がされている。改築後は、現在の温水プールより水深が全体的に深くなるが、四日市市スポーツ協会主催の水泳教室や成人の水中歩行のために水底板を設置し、安全を確保する予定である。

エ ④「競泳の強化練習用として市内の中学校、高校等のクラブの利用に限られた施設になる。」との主張について

公認大会としての利用については、後述する。

また、四日市市スポーツ協会主催の水泳教室等については、上記ウのとおり。

オ ⑤「公認記録は公認プールでの計測が必要条件で、加えて一定数の競技役員が公認審判員で構成される必要も有り、これを満たさないと公認記録とならない。」との主張について

請求人は、これまでも公認記録について主張をしているため、ここで、公

認記録について述べることとする（参考：日本水泳連盟 競技会及び海外交流規則）。

まず、公認記録とは、公認プールで開催される公式競技会又は公認競技会（以下、「公認大会」という。）において、選手が泳いだ時間の記録のことをいう。この記録は、大会の種類に応じて日本水泳連盟又は三重県水泳連盟によって公認記録と認められるものである。

これらの公認大会は、日本水泳連盟が定める「プール公認規則」や「公認プール施設要領」に基づき日本水泳連盟が適格であると認め、公認されたプールでなければ開催することができない。

本市が改修する温水プールは、「プール公認規則」や「公認プール施設要領」に基づく公認プールを整備することを前提として、水泳協会の関係者と協議をしながら基本設計や実施設計を行っており、水泳協会主催の大会や記録会等に使用できる競技場や、市民大会等も開催できるプール施設にする設計を行った。

カ ⑥「プールの公認費用と審判装置の点検業務は競技会が開催されないと全く無駄になる。」との主張について

上記オに述べたように、本市の改修後の温水プールは公認大会を開催することが可能になるように設計されており、今後も公認大会が開催できるように水泳協会及び三重県水泳連盟と協議を進めていく所存である。

キ ⑦「新総合体育館建設のために、水泳競技場が取り壊され、一時的に競泳の競技会を開催するため、霞ヶ浦プールが公認プールに改修されたが防波堤の外であり、競技場ではない。」との主張について

(ア) 中央緑地屋外プールの廃止の経緯及び霞ヶ浦プールを公認プールに整備したことについて

四日市市中央緑地（四日市市日永東一丁目）にあった屋外プールは、50mの長さがあり、飛び込みができる施設もあり、昭和50年の三重国体や三重県選手権、東海総体等の大規模大会を担う場であった。また、年間利用者は30,000人程度で、多くの方に利用されていた。しかし、平成9年に三重県営鈴鹿スポーツガーデン水泳場（現在、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿水泳場（以下、「鈴鹿水泳場」という。））が建設されたことにより、大規模大会の大半が鈴鹿水泳場で行われることとなり、年間利用者が激減した。加えて、中央緑地屋外プールは老朽化も著しく、維持管理に多額の経費がかかることから、本市は中央緑地屋外プールを改修せずに廃止する方針とした。

そのため、平成24年頃、水泳協会と協議を行い、中央緑地屋外プールを廃止し、霞ヶ浦プールの50mプールを市民大会等が開催できるように改修を行い、併せて必要な備品等も整備することで水泳協会から了承を得た。

その後、平成25年11月議会において、中央緑地屋外プールを廃止する条例案を上程し、可決された。また、平成25年度に霞ヶ浦プールの50mプールを市民大会等が開催できるように改修を行い、併せて必要な備品等も

整備した。

さらに、平成27年3月に策定された「四日市市スポーツ施設整備計画」に基づいて、令和元年度に霞ヶ浦プールの公認プールへの改修工事及び公認大会開催に必要な備品購入が完了している。

よって、中央緑地屋外プールの廃止及びその後整備した霞ヶ浦プールは恒久的なものであり、また、霞ヶ浦プールの50mプールは公認大会を実施できるプールであるため、請求人の主張は誤りである。

(イ) 温水プールの位置づけについて

本市が温水プールを改修する趣旨は、市民が比較的安価で、自由に通年で水と親しむことができ気軽に利用できる、かつ公認プールを整備することで市民レベルの公認大会が開催でき、普段利用においてもスタート台を使用した飛込練習等の実践的な練習ができるなど、市民スイマーの自由練習や部活動等、選手の育成・競泳強化が図れる環境となることを主目的として公設の温水プールが必要であるとの考えに基づくものである。

確かに、市内には、民間が運営する屋内プールが12施設程度あるが、ほとんどの施設は、会員向けプログラムによる健康増進やスイミングスクールによる泳力向上を主としており、会員外の一般利用やスイミング以外での利用が制限されているのが実態である。

そのため、本市としては、温水プールの利用の必要性等を考慮し、25mの温水プールを改修することとしたのである。

一方で、50m屋内温水プールやサブ25m屋内温水プール、飛び込みプール等を整備した競技用大規模屋内プール施設については、鈴鹿水泳場もあり、本市で整備するには、建設費のみならず維持管理経費も他自治体で年間数億円要する例もあり、財政負担等が大きいため、現在計画しておらず、三重県での整備が適切であると思料する。

ク ⑧「温水プールに小学生を民間企業がスクールバスで送迎して水泳授業を行う必要がある。」との主張について

本市では、近い将来に多くの学校プールが更新時期を迎える。そのような中、本市の実態に合わせた持続可能な学校の水泳指導を実現していくため、令和6年度においては、市内公立小学校6校の全児童を対象に民間プール施設を活用した水泳指導の民間委託業務を試行している。教員とインストラクターが学年の発達段階、実態に合わせた水泳指導、水の事故予防に係る指導を行っている。

現在は、その成果と課題を検証するとともに、プールの管理運営に係るコスト削減及び教員の負担軽減を含めて、四日市市学校プールの在り方に関する調査研究を進めているところである。

ただし、本調査研究については、現在稼働している民間のプール施設を対象に進めており、本措置請求書別紙（本措置請求の理由の詳細）3ページ項目「小学校プールの廃止と民間スイミングクラブへの授業の委託の推進」に記載の市

営温水プールについては、現段階において調査研究の対象になっていないことを言及する。

- ケ ⑨「深い水深により、小学生の授業は行えず、プールフロアは溺水の危険が伴う。」との主張について

水泳指導の民間委託業務については上記クのとおり。

また、安全性については、上記ウのとおり。

- コ ⑩「水深が135cm以上になれば、大人でも体が浮き、水中歩行ができない。」との主張について

水中歩行の安全性については、上記ウのとおり。

- サ ⑪「解決策の可動床装置の導入を再三、水泳協会から申し入れたが実現しなかった。」との主張について

確かに、水泳協会から可動床の導入の要望があり、本市でも検討を行ってきたところであるが、可動床の保守点検の際には専門の業者による点検の費用や水の入れ替えの費用が発生し、また、その際には施設を休館しなければならないこと、また、経年により器具の不具合が発生すると、その都度水を抜いて修繕を行う必要があり、その際にも休館しなければならない。

そのため、本市では、温水プールでは可動床の導入は行わず、水中歩行者等への対応として水底板を設置する計画であり、水泳協会からも了承を得ている。

- シ ⑫「中央緑地公園水泳競技場の除去に際し、水泳協会は新たな50m室内水泳競技場が別の場所に再建される事を前提とした。改修後の温水プールは公認競技会が開催できないのに、26億円もかけて改修する事は無駄であり、我々は望まない。」との主張について

中央緑地水泳場の廃止に際し、新たな50m室内水泳場を別の場所に再建する計画は存在せず、中央緑地水泳場の廃止の経緯については上記キ（ア）のとおり。

改修後の温水プールの公認競技会の開催については、上記オのとおり。

- ス ⑬「11年後の国体では第2会場として四日市市に50m室内水泳競技場を整備する事が望まれ、これが整備されると、改修後の温水プールは使われなくなる。」との主張について

そもそも、国民スポーツ大会の開催については、開催6年前までに日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣に対し開催要望書を提出し、内々定を得る必要がある。また、国民スポーツ大会を開催する都道府県の財政的な負担が大きいことが近年問題視されていることから、次の三重県国民スポーツ大会に向けての本市の計画は白紙の状況である。

また、温水プールの利用については、公認大会の開催もあるが、上記キ（イ）に述べたとおり、市民の利用も念頭においているため、請求人の主張は妥当ではない。

- セ ⑭「県立四日市中央工業高校は現在全国で一番の強豪校であり、土地柄として

日本一水球が盛んな市と言える。一方、競泳競技でもオリンピック出場選手と全国大会優勝選手を複数擁し、競技力は全国的に上位の地域である。」との主張について

本市としても、四日市中央工業高校の活躍や競泳競技で優秀な選手が輩出されていることは大変喜ばしいことであるとの認識であり、承知している。

- ソ ⑮「マスターズ大会の会場が不足しているが、温水プールでは前述の理由で開催できない。」との主張について

温水プールでは上記オのとおり市民大会や記録会を開催できるプール施設を予定している。マスターズの大会の会場は、大規模な大会であり、そのような大会については想定しておらず、上記キ（イ）のとおり三重県での施設整備が適切であるとの認識である。

- タ ⑯「みんなのスポーツ応援条例に謳われる観るスポーツでは、水泳競技だけ競技場がない。」との主張について

四日市市みんなのスポーツ応援条例では、「市は、市民等が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備、維持管理、利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする」（同条例第15条第1項）とされており、本市では、上記キ（ア）で述べたとおり、霞ヶ浦プールの屋外50mプールを改修し、公認プールとして整備をしたところである。その際、水泳協会からの要望により、大会に必要な備品を購入し、倉庫を大会本部として使用できるよう空調を整備したところである。

よって、請求人の主張は妥当ではない。

- チ ⑰「新たな50m室内競技場が整備されれば、施設、立地の利便性からして改修後の市営温水プールを利用する市民はほとんど居なくなると予想される。」との主張について

本市では現在、新たな50m室内競技場を整備する計画はなく、また、温水プールの利用者については、上記キ（イ）のとおり。

- ツ ⑱「既に浄化槽の循環配管は露出配管ではあるが修繕済で、水質等、問題なく使用できており、プール壁の補強工事でプール長が短くなったとしても、公認競技会が開催できないので、公認プール規格にこだわる必要が無く、従来通り練習用プールとして利用可能であるから、当初の予定通り最低限の補修工事で、延命すべきである。」との主張について

まず、現在、露出している配管は、浄化槽のものではなく、プール水の循環配管である。

本市にて、温水プールを部分補修ではなく、全体の建て替えに至った経緯については、上記(2)の（ア）のとおりである。

- テ まとめ

以上のとおり、請求人の主張は上記セを除きいずれも妥当ではない。

また、地方自治体における財産の効率的な運用義務（地方財政法第8条）につ

いては、地方自治体の執行機関の合理的な裁量に委ねられているところであり、地方公共団体の長に与えられた裁量権の逸脱・濫用が認められない限り、財産の効率的な運用義務違反は認められないところである。

本件温水プールを改築するに至った経緯は、(2)のとおりであるが、プール槽のみの改修ではなく、プールの建物も改修するに至った経緯、温水プールを25mで改修するに至った経緯及び四日市市議会での予算の議決の経緯、水泳協会との協議の経緯からすれば、本件温水プールの改築工事については、裁量権の逸脱・濫用がないことは明らかである。

よって、本件温水プール改築工事を差し止める理由はない。

(4) 契約行為（財務会計行為）について

温水プール改築工事（建築工事）に係る入札・契約事務手続については、下表のとおり行われており、何ら違法・不当なところはない。

日 程	内 容
令和6年2月 7日	四日市市請負工事入札参加資格審査会で入札及び契約の条件を審査
令和6年3月27日	都市整備部営繕工務課から総務部調達契約課に対し、予算執行伺書の持込み
令和6年4月 3日	公告（公告番号1）
令和6年4月 5日	予定価格違算により、入札手続中止
令和6年4月 5日	都市整備部営繕工務課から総務部調達契約課に対し、予算執行伺書の持込み
令和6年4月10日	再公告（公告番号10）
令和6年4月23日まで	入札参加資格確認申請書の提出
令和6年4月25日	入札参加資格の決定及び通知
令和6年4月30日から 令和6年5月14日まで	入札書等の提出
令和6年5月17日	開札
令和6年5月24日	仮契約締結期限
令和6年6月 6日	令和6年6月定例月議会に契約締結議案を提出
令和6年7月 2日（予定）	令和6年6月定例月議会 議了日
令和6年7月 9日（予定）	契約締結期限

よって、本件措置請求は棄却されるべきである。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 事実及び理由

(1) 認定した事実の概要

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

ア 温水プールの改築工事に至る経緯

昭和49年に建設された本件温水プールは、老朽化が進んできたこともあり、平成27年3月に策定された平成27年度から平成36年度までの「四日市市スポーツ施設整備計画」において、プール槽の改修を計画していた。

ところが、令和3年2月、埋設配管の劣化による漏水事故が発生し、また、同時期に熱交換器内の配管に亀裂が生じる事態が発生した。加えて、天井付近の空調設備に異音が発生しており、また、シャワー設備の給湯器の性能低下により必要な温水が確保できず、一部使用を停止している状況であった。

そのため、本市としては、令和3年度の事業計画として、温水プールを継続して使用するにはプール槽の改修のみでは足りず、配管や空調、シャワー設備の改修が必要であり、特に配管の改修となれば既存の壁や床を解体する必要があることから、温水プールの建物全体の改修、具体的には、プール棟照明のLED化、玄関出入口付近及びプールサイド周辺等の段差を解消するべく、温水プール全体の改築工事を行うこととした。

イ 四日市市議会での説明及び議決

(ア) 上記アのとおり、本市では、令和3年度の事業計画として、温水プールの改築工事を計画し、その予算の積算等を行い、令和4年2月定例会議に「温水プール整備事業」として、①温水プール改築工事基本設計業務委託費として22,000千円、②温水プール改修工事地質調査業務委託費として4,800千円、の合計26,800千円の予算案を提出し、同議会にて可決された。

(イ) 上記(ア)の基本設計、地質調査の結果を踏まえ、令和5年2月定例会議に温水プール改築工事实施設設計業務委託費として、47,800千円の予算案を提出し、同議会にて可決された。

(ウ) 令和5年8月定例会議では、温水プールの整備に至った経緯、新施設の概要、既存施設の解体に伴う休館、新施設の開館予定時期等について産業生活常任委員会協議会にて説明が行われた。

(エ) 令和5年11月定例会議では、上記(イ)の温水プール改築工事实施設設計を踏まえ、令和5年度から令和6年度にかけて工事業者を選定し、令和6年度から令和7年度にかけて改築工事を行うため、改築工事の債務負担行為として限度額2,668,000千円・期間令和5年度から令和7年度までとする予算案を提出し、同議会にて可決された。

(オ) 令和6年2月定例会議では、上記(イ)の温水プール改築工事实施設設計を踏まえ、令和6年度中に行われる改築工事費として、790,000千円、改築工事監理業務委託費として、7,900千円の合計797,900千円

の予算案を提出し、同議会にて可決された。

ウ 四日市水泳協会との協議について

本市では、温水プールの改築工事の基本設計の予算議決がなされたのち、水泳協会と複数回にわたり、協議を行ってきた。協議の際には、水泳協会の要望や意見を、温水プールの改築計画に反映するなどし、レイアウトや排水の仕様、プールの備品等を決めてきた。本市と水泳協会との協議の際には、温水プールのプール槽を50メートルにする要望については出てくることはなく、既存の25メートルのプール槽を前提として協議を行ってきた。

なお、令和5年12月1日付けで本市議会議長宛てに請求人ほか1名から水泳競技場の早期の再建を求めることについての陳情が提出されたため、意見交換を行い、その結果を令和6年2月定例会議会にて報告している。

エ 契約行為（財務会計行為）について

温水プール改築工事（建築工事）に係る入札・契約事務手続については、令和6年4月3日に公告、同年4月5日に予定価格違算が判明し入札手続き中止、同年4月10日に再公告、同年5月17日に開札、同日付けで仮契約を締結している。

温水プール改築工事（建築電気設備）に係る入札・契約事務手続については、令和6年4月17日に公告、同年5月17日に開札、同年5月20日付けで仮契約を締結している。

温水プール改築工事（建築機械設備）に係る入札・契約事務手続については、令和6年4月17日に公告、同年5月17日に開札、同年5月21日付けで仮契約を締結している。

なお、これら3件の契約行為については、令和5年11月定例会議会で可決された債務負担行為限度額と、入札公告で示された予定価格、入札で決定された仮契約の金額に差額が生じており、詳細については、関係職員から提出された資料1及び2のとおりである。令和6年6月6日開会の6月定例会議会には、工事請負契約の締結について、議案第7・8・9号として提案され、同年6月20日の6月定例会議会産業生活常任委員会において審議されたところである。

(2) 監査委員の判断

ア 本件措置請求の趣旨について

地方自治法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）について、住民が監査を求め、当該財務会計行為の防止、是正等に必要な措置を講ずべきことを請求するもので、当該財務会計行為自体が違法又は不当であるか否かが監査の対象となる。

本件措置請求において、請求人は、26億円もの予算をかけて本件温水プールを再建する整備事業を実施しても、本件温水プールでは公認大会の開催は出来な
いばかりか、学校教育にも利活用不可能であり、かつ一般市民の利用頻度が現在

よりも下がることが予想されることから、本件温水プールは利用価値の無い中途半端な施設であって、むしろ、早期に、50m室内競技場を整備こそすべきであり、本件の25m温水プールに多額の税金を投入する事は明らかに不相当であるとして、この財務会計行為を差し止めるために必要な措置の勧告を求めるものである。すなわち、本件措置請求において、請求人は、当該財務会計行為自体の違法性又は不当性のみならず、その前提事情である温水プール整備事業の実施決定（非財務会計行為）に裁量権の逸脱・濫用が存していると主張しているものと解される。

したがって、本件においては、温水プール整備事業の政策決定が明らかに合理性を欠き、裁量権の逸脱・濫用であるといえるか否か、また、財務会計行為そのものの違法性又は不当性を以下、検討する。

イ 温水プール整備事業実施の決定について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と、地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めているから、これら規定によると、地方公共団体の執行機関には公有財産を効率的に運用すべき義務が課されているといえる。

もっとも、効率的利用といっても、その内容、程度を一義的に決することは困難である上に、それぞれの地方公共団体が置かれた固有の社会的、経済的、地域的諸事情にも左右されるから、効率的な公有財産の運用方法は、地方公共団体の執行機関の合理的な裁量に委ねられていると解するほかない。（盛岡地裁平成31年1月17日判決（平成30年（行ウ）第8号））したがって、長の判断が明らかに合理性を欠き、長に与えられた裁量権を逸脱・濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

本件において、温水プールの改築工事の実施決定に至る経緯は第3第2項(1)記載のとおりである。市議会において、温水プール改築工事の設計や地質調査に必要な予算議案が可決され、その後も経緯や温水プール整備事業について市議会へ説明を重ね、改築工事及びその管理業務委託の予算が可決された。

水泳協会とも、温水プール改築工事の基本設計の予算が可決された後、複数回にわたり協議が行われ、水泳協会の要望や意見を聞き取って温水プール改築計画に反映させながら本事業を進めてきたことが認められる。

また、請求人が温水プール整備事業について主張する各問題点に対しても、水泳協会の意向も考慮しながら議論を重ね、組織的に判断をして市議会の承認を得ているのであるから、違法又は不当であるとまではいえない。

以上のことからすると、温水プール整備事業の決定及びこれに至る手続きについて明らかに合理性を欠くとはいえず、長の裁量権の逸脱・濫用を認めるべき点はない。

ウ 財務会計行為について

当該財務会計行為は、市議会の承認を得て、令和6年5月24日付仮契約締結の後、締結される蓋然性が高い契約であり、適正な手続きを経ているのであるから、地方自治法第2条第14項に規定する財産の効率的な運用義務に違反しているというべき理由はない。また、一般競争入札を経てその落札者と契約を締結しているため契約金額も地方財政法第4条第1項に規定する「最少の限度をこえるものとは認められない。よって、これらの法令の違反があるとは認められない。

エ 結論

以上検討したところからすれば、温水プール整備事業の実施決定について見るも、明らかに合理性を欠くとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったと評価することはできない。

また、請求の対象である当該財務会計行為すなわち温水プール整備事業にかかる請負工事の契約締結は、違法又は不当であるとはいえず、この差し止めには理由がない。

よって、本件措置請求については、これを棄却する。

3 意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、市長に対し、次のとおり意見を述べる。

(1) 「四日市市市民自治基本条例」に基づく市民との信頼関係の維持について

同条例では、市民、市の執行機関及び市議会は、相互に協力して市民自治の実現に努め、それぞれの立場及び特性を理解し、相互の信頼関係を保持するように努めるとともに、それぞれの意思を尊重するものと定めている。

本件のような、大規模な公共施設の改築等による必要な市民サービスの持続的提供には、住民理解が不可欠である。市は、利用者はもちろんのこと、関係団体の要望や意見を聞くことが重要である。関係団体もその構成員や役員等には様々な方がみえ、温度差があることもあるので、丁寧に協議経過や内容を伝達し、特に、代表者の交代時には、より慎重に十分な説明を実施することによって、総合計画及び推進計画記載事業にかかる市民等とのより一層の信頼関係の構築維持が可能となると考える。

(2) 小中学生の水泳授業への活用の可能性について

現時点で、本件温水プールの小中学生の水泳授業への活用については検討の対象とされていない。本市ならでは環境改善の歩みの中で各小中学校に整備されたプールの更新時期が迫る中、民間プール施設の活用が試行されているが、市内の民間プール施設だけで全学校を受け入れることは困難と予測される。この状況を鑑み、より効率的なあり方について検討を行い、教育委員会とも調整するなど早期に全庁的な判断を行う姿勢をもって、地方自治法が示す通り、組織及び運営の合理化、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう引き続き努められたい。

(3) 経費の適正な支出と説明責任について

多額の経費を要する事業については、その実現可能性の判断を適切に行うとともに、工事等事業費の積算にあたっては十分に精査を行い、経費の支出が適正なものとなるよう取り組むとともに、支出が市民に「無駄遣い」として疑念を抱かれることのないよう、丁寧に説明責任を果たすよう努められたい。

令和 6 年 6 月市議会定例会月議会
(令和 6 年 6 月 2 0 日)

産業生活常任委員会 資 料

シティプロモーション部

温水プール改築工事における全体工事費について

1. 債務負担行為限度額

温水プール改築工事

限度額 2,668,000千円

期間 令和5年度から令和7年度まで

2. 債務負担行為限度額から入札予定価格への主な変動内容について

【単位：千円】（）内は内訳金額

工種	工事区分	債務負担行為限度額	入札予定価格	仕様見直し等による主な変動要因
建築工事	躯体工事	(825,842)	(534,647)	<ul style="list-style-type: none"> 地下ピットの床構造の見直し及びそれに伴う基礎躯体の見直し 杭地業工法の見直し及び杭本数の低減 屋根形状及び仕様の見直し<躯体部分>
	内外装工事	(692,411)	(573,689)	<ul style="list-style-type: none"> 外装仕様の見直し プール槽仕様の見直し 外部鋼製建具の見直し 屋根形状及び仕様の見直し<内外装部分>
	解体工事	(162,114)	(153,364)	<ul style="list-style-type: none"> 解体費積算内容の精査
	小計	(1,680,367)	1,261,700	
建築電気設備	電気設備工事	(586,005)	(401,280)	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備仕様の見直し及びそれに伴う設備の仕様の見直し 照明設備の配置及び点灯方式等の見直し
	小計	(586,005)	401,280	
建築機械設備	機械設備工事	(401,628) ※1	(343,530) ※2	<ul style="list-style-type: none"> 空調及びろ過設備等の見積価格の低減
	小計	(401,628) ※1	343,530 ※2	
合計		2,668,000	2,006,510	

※1 別途発注予定のガス設備工事を含んだ金額

※2 ガス設備工事については今後発注予定のため金額に含まず

<議案資料>

議案第7号 工事請負契約の締結について

—温水プール改築工事（建築工事）—

議案第8号 工事請負契約の締結について

—温水プール改築工事（建築電気設備）—

議案第9号 工事請負契約の締結について

—温水プール改築工事（建築機械設備）—

老朽化している建物を更新することで、利用者の安全性及び利便性の向上を図る。

1 工事概要

【建築工事】

○改築工事

- ・温水プール施設の改築（RC造一部S造平屋建て、延べ面積：約1,850㎡）
- ・附属建築物改築（駐輪場等）
- ・外構工事一式
- ・既設建築物及び附属建築物の解体工事（PCコンクリート造平屋建て、延べ面積：約1,170㎡）（建築電気設備工事及び建築機械設備工事を含む）

【建築電気設備】

○改築工事に伴う建築電気設備工事一式

- ・受変電設備・電灯設備・幹線、動力設備・コンセント設備・非常照明設備・インターホン呼出表示設備・ITV、時計設備・誘導支援、防犯カメラ、映像設備・拡声設備・自動火災報知設備、太陽光発電設備

【建築機械設備】

○改築工事に伴う建築機械設備工事一式

- ・空気調和設備・換気設備・衛生器具設備・給水設備・排水設備・給湯設備・ろ過設備・床暖房設備

2 契約金額

【建築工事】 1, 210, 000, 000円

【建築電気設備】 369, 171, 000円

【建築機械設備】 316, 041, 000円

3 契約の相手方

【建築工事】 大宗建設株式会社

【建築電気設備】 林電気工事株式会社

【建築機械設備】 藤原工業株式会社

4 契約期間

契約の日から令和8年2月27日まで

(建築工事、建築電気設備、建築機械設備)

5 入札方法

【建築工事】 一般競争入札（総合評価方式簡易型） 2社

【建築電気設備】 一般競争入札 3社

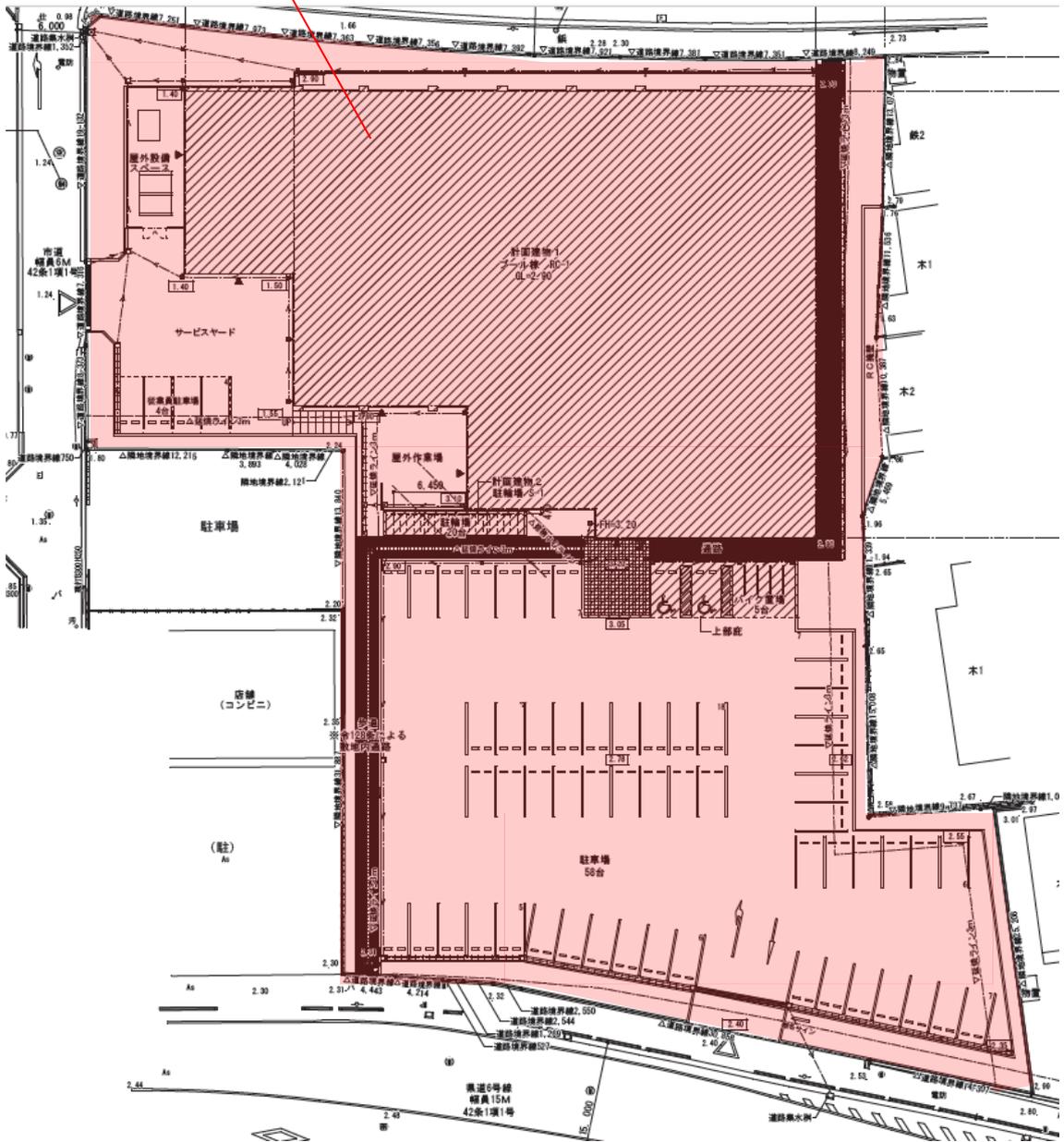
【建築機械設備】 一般競争入札 1社

6 工事のスケジュール

年度	6									7											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
既設プール 解体工事		■	■	■	■	■															
新プール 改築工事							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
外構工事																		■	■	■	
書類整理																				■	

温水プール改築工事

○温水プール施設の改築
RC造一部S造平屋建て
延べ面積約1,850㎡



温水プール改築工事における全体工事費について

1. 債務負担行為限度額から入札予定価格への変動内容について

【単位：千円】

工事区分	債務負担行為限度額	入札予定価格	仕様見直し等による主な変動要因
建物本体 (基礎含む)	1,840,300	1,376,110	<ul style="list-style-type: none">・ 地下ピットの床構造の見直し及びそれに伴う基礎躯体の見直し・ 杭地業工法の見直し及び杭本数の低減・ 屋根形状及び仕様の見直し・ 外装仕様の見直し・ 外部鋼製建具の見直し・ 照明設備の配置及び点灯方式等の見直し・ 空調等の見積価格の低減
プール槽	158,400	119,570	<ul style="list-style-type: none">・ プール槽仕様の見直し
プール設備	85,600	71,631	<ul style="list-style-type: none">・ ろ過設備の見積価格の低減
外構工事	137,700	111,618	<ul style="list-style-type: none">・ 一部本体工事に組み替え
既設解体費	162,000	153,364	<ul style="list-style-type: none">・ 解体費積算内容の精査
太陽光発電設備	278,000	155,530	<ul style="list-style-type: none">・ 太陽光発電設備仕様の見直し及びそれに伴う設備の仕様の見直し
その他	6,000	18,687	<ul style="list-style-type: none">・ 防犯カメラ、デジタルサイネージの設置による増
合計	2,668,000	2,006,510	